平成２２年（フ）第９１６０号
東京都中野区本町６丁目９－３　ペアパレスＢ棟103
債務者　野上　浩幸
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１６１号
東京都町田市金森687－２－Ｂ－102
債務者　古木　量子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１６６号
埼玉県さいたま市北区奈良町128―44
債務者　松永加奈子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１６７号
千葉県館山市那古1675　那古住宅１棟203
債務者　高津　綾乃（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１７３号
東京都墨田区東向島１丁目１－２―302
債務者　大野　弘子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１８７号
東京都墨田区堤通２丁目８―15―1204
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３８号
相模原市緑区原宿４丁目３番21号　プレジール原宿203号
債務者　細田　春美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３２９号
岡山県加賀郡吉備中央町宮地2769番地２
債務者　大月　　修
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８号
岡山市中区神下426番地１　市営住宅202
債務者　小林　香里
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６０号
岡山市北区御津下田77番地３
債務者　佐伯　　太
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７号
愛媛県大洲市成能甲713番地第２
債務者　髙本　　勇
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１１８号
静岡県富士市今泉3497番地の１
債務者　永井　亜紀
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３０号
熊本県山鹿市古閑1400番地23
債務者　森　奈美江
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
静岡市葵区岳美１丁目15番24―204号
債務者　近藤　清彦
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１２２号
東京都豊島区要町３丁目45―16　エステートピア・レルムⅢ―201
債務者　田中　秀明
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１７５号
埼玉県越谷市大字平方1346―15
債務者　星野　　進（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部